（特定農産加工品生産設備等の特別償却）

第二十二条の三十六　施行令第三十九条の五十二第二項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の二十五第一項の規定の適用を受けようとする機械及び装置が同項に規定する経営改善計画に記載されていることが明らかとなる書類並びに都道府県知事の当該経営改善計画につき特定農産加工業経営改善臨時措置法第三条第一項の承認（同法第四条第一項の規定による承認を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。

2　施行令第三十九条の五十二第四項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の二十五第二項の規定の適用を受けようとする機械及び装置が同項に規定する生産製造連携事業計画に記載されていることが明らかとなる書類並びに農林水産大臣の当該生産製造連携事業計画につき米穀の新用途への利用の促進に関する法律第四条第一項の認定（同法第五条第一項の規定による認定を含む。）をした旨を証する書類の写しとする。

（特定地域における工業用機械等の特別償却）

第二十二条の三十七　施行令第三十九条の五十六第七項に規定する財務省令で定める書類は、法第六十八条の二十七第二項に規定する産業振興機械等に係る同項の表の各号の下欄に掲げる設備が施行令第三十九条の五十六第四項に規定する産業投資促進計画に記載された事項に適合するものであることにつき、当該産業投資促進計画を策定した市町村の長が確認した旨を証する書類とする。

第二十二条の三十七の二を削る。

第二十二条の三十九第二項を削り、同条第三項中「第三十九条の六十一第六項の」を「第三十九条の六十一第五項の」に、「第八項において同じ。」の連結親法人」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「第八項において「分割等」を「第七項において「分割等」に改め、同項第三号中「第三十九条の六十一第六項」を「第三十九条の六十一第五項」に、「第八項」を「第七項」に改め、同項第五号中「第三十九条の六十一第六項」を「第三十九条の六十一第五項」に、「第七項及び第八項第五号」を「第六項及び第七項第五号」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とし、同条第五項中「第三十九条の六十一第六項」を「第三十九条の六十一第五項」に、「第二十九条の二第六項」を「第二十九条の二第五項」に、「第七項及び第八項第五号」を「第六項及び第七項第五号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三十九条の六十一第六項」を「第三十九条の六十一第五項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項又は第五項の処分（第二十条の十八第四項又は第五項」を「第三項又は第四項の処分（第二十条の十八第三項又は第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「第三十九条の六十一第六項」を「第三十九条の六十一第五項」に改め、同項第五号中「第三十九条の六十一第七項」を「第三十九条の六十一第八項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第九項中「第三十九条の六十一第八項」を「第三十九条の六十一第七項」に、「同条第八項」を「同条第七項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第十項中「第三十九条の六十一第十項」を「第三十九条の六十一第九項」に改め、同項第一号、第二号イ及び第三号中「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」に改め、同項第六号を削り、同項を同条第九項とする。

第二十二条の四十二第二項中「第三十九条の六十四第三項」を「第三十九条の六十四第四項」に改め、同条第三項中「第三十九条の六十四第五項」を「第三十九条の六十四第六項」に改め、同項第一号中「規定する施設建築物」を「掲げる建築物」に改め、同項第二号中「規定する」を「掲げる」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　法第四十七条の二第三項第三号に掲げる構築物　第二十条の二十一第四項第三号に定める書類

第二十二条の四十四第三号中「当該分割承継法人の」を「当該分割承継法人等の」に改め、同条第七号中「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」を「耐用年数省令」に改める。

第二十二条の五十九を削る。

第二十二条の六十第一項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項第三号中「（以下この号において「分割承継法人等」という。）」を削り、「当該分割承継法人又は被現物出資法人」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「第三十九条の八十八第十二項」を「第三十九条の八十八第十三項」に、「国内鉱業者」を「国内鉱業者等」に、「第三十四条第十一項各号」を「第三十四条第十三項各号」に、「第三十九条の八十八第八項第一号」を「第三十九条の八十八第九項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第三十九条の八十八第九項第三号」を「第三十九条の八十八第十項第三号」に、「同条第九項」を「同条第十項」に、「鉱物（」を「鉱山に係る鉱物（」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第三十九条の八十八第八項」を「第三十九条の八十八第九項」に、「国内鉱業者」を「国内鉱業者等」に、「第五項」を「第六項」に、「同項各号」を「同条第九項各号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　施行令第三十九条の八十八第八項に規定する財務省令で定めるところにより認定を受けた連結親法人又はその連結子法人は、当該連結親法人又はその連結子法人の申請に基づき同項の規定に該当する旨を経済産業大臣が認定した連結親法人又はその連結子法人とする。

第二十二条の六十の二第四項を同条第六項とし、同条第三項を同条第五項とし、同条第二項第一号イ中「及び次号」を「及び次号イ」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4　施行令第三十九条の八十九の二第二項に規定する財務省令で定める期間は、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第十二条第四項の規定により国土交通大臣が当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度ごとに当該連結親法人又はその連結子法人に対して交付する同項に規定する確認証に記載された同項第三号に掲げる期間とする。

第二十二条の六十の二第一項中「船舶運航事業者等（以下この項」を「船舶運航事業者等（第一号及び第二号」に改め、同項第一号中「次項第一号において同じ。）」を「次項第一号イにおいて同じ。）」に、「次項第一号において同じ。）及び」を「次項第一号ロにおいて同じ。）及び」に改め、同項第二号中「費用をいう。次項第二号」を「費用をいう。次項第二号イ」に、「船費をいう。次項第二号」を「船費をいう。次項第二号ロ」に、「除く。次項第二号」を「除く。次項第二号ハ」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第六十八条の六十二の二第一項第一号に規定する財務省令で定める準日本船舶は、当該連結親法人又はその連結子法人の当該連結事業年度において同項に規定する日本船舶の確保に関連して実施される措置としての同号に規定する準日本船舶（以下この項において「準日本船舶」という。）の確保の対象となる準日本船舶に該当するものであることにつき、海上運送法第三十五条の規定に基づく日本船舶・船員確保計画の認定等に関する省令第十二条第四項の規定により国土交通大臣の確認を受けた準日本船舶とする。

第二十二条の六十の二を第二十二条の六十とする。

第二十二条の七十二を削る。

第二十二条の七十三第一項中「第六十八条の八十五の二第一項」を「第六十八条の八十四第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の八十五の二第一項」を「第六十八条の八十四第一項」に、「第六十八条の八十五の二第四項」を「第六十八条の八十四第四項」に、「第三十九条の百九の二第五項」を「第三十九条の百九第五項」に改め、同条第三項中「第六十八条の八十五の二第六項」を「第六十八条の八十四第六項」に改め、同項第一号から第七号までの規定中「第六十八条の八十五第一項に規定する財務省令」を「第六十八条の八十五第一項」に改め、同項第一号から第三号までの規定中「第六十八条の八十五の三第一項」を「第六十八条の八十五第一項」に改め、同条第二項中「第六十八条の八十五の三第四項」を「第六十八条の八十五第九項」に改め、同項第一号から第五号まで及び第七号中「第六十八条の八十五の三第七項」を「第六十八条の八十五第七項」に改め、同条を第二十二条の七十三とする。